

工 事 仕 様 書

1. 工 事 名 平成 28 年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿等工事
2. 工事期間 請負契約の日より平成 28 年 12 月 16 日まで
詳細は、別添スケジュールのとおり
3. 工事区域 別添図面のとおり
4. 工事概要 苑内の風景と樹形維持のため、皇居外苑及び北の丸公園において低木の整姿（刈込）、皇居外苑において、堤塘の草刈、石垣の除草、高中木延の整姿（基本剪定）を行うものである。
5. 一般事項
 - (1) 本工事は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」、別紙設計書及び本仕様書（以下「設計図書」という。）に基づき施工すること。
 - (2) 設計図書に明記ない場合又は疑義を生じた場合は、全て監督職員の指示によること。
 - (3) 設計図書に明記がなくとも、施工上必要と認められる軽易なものは、請負人の負担で施工すること。
 - (4) 施工期間は上記のとおりとするが、植物の状態等によっては、変更を指示する場合がある。
 - (5) 着工に先立ち「施工計画書」を提出し、監督職員の承認を受けること。
 - ・急傾斜地を含む地形、回収する刈草量、夏場に日射で蓄熱する石垣の表面温度、等の厳しい環境条件を勘案し、工程に影響のない人員配置計画をすること
 - ・石垣での高所作業、石垣隙間等に営巣するスズメバチへの対策など、作業員の安全の確保に注意し、適切な措置を講じること。
 - ・草刈り時は、石の飛散防止措置に対し徹底した対策を行うこと。
 - (6) 施工に当たっては、周辺の利用者に危険を及ぼさないよう十分注意するとともに、苑内施設物や樹木等を損傷しないよう注意すること。万一損害を与えた場合は、その責を請負人が負うこと。
 - (7) 施工中は、常時工事区域周辺の整理整頓に心掛けるとともに、作業員の規律保持に留意すること。
 - (8) 工事の進捗状況については、日報に作業量を記載し、作業が遅れた場合には月間工程表と改善対策で監督職員に相談し承諾を得て進めること。
 - (9) 各回工事の完了毎に速やかに監督職員に届出て、検査を受けること。
 - (10) 本工事においては、平成 28 年 2 月 2 日閣議決定「国等による環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に従い実施すること。
 - (11) 事前に諸官庁への手続きが必要な場合は、請負人が行なうこと。
 - (12) 主任技術者及び現場代理人は、各工期の作業期間中は他工事との兼任は不可とし現場に常駐すること。
 - (13) 工事实績情報の登録を行うこと。
 - (14) 各工期、各箇所ごとに社内検査を行うこと。検査責任者については、主任技術者と同等以上の資格、実務経験を有する者を選任すること。
 - (15) 原則、建設業退職金共済制度に加入し、工事契約締結後 1 ヶ月以内に収納書を提出すること。
 - (16) 完成時の提出図書
 - 工事提出書類 A 4 版両面印刷
 - 工事日報及び写真（施工前、施工中、施工後）A 4 版両面印刷
 - 提出部数：1 部

6、特記事項

I. 共通

- (1) 発生材は、全てリサイクル処分とし、処分を確認出来る証明書を提出すること。
- (2) 刈草は、濠の汚染原因となるので、濠に極力落とさないこと。濠に落とした場合は、直ちに回収すること。
- (3) 作業上、ボートを必要とする場合は、事務所が貸与する。使用にあたっては、破損することのないよう、十分注意すること。もし損害を与えた場合は、請負人の負担により修理すること。ただし、自然災害等やむを得ない場合を除く。
- (4) 歩道沿い等の利用者と接近し作業をする場合は、北の丸公園を除き、交通誘導員（資格誘導員）を配置すること。
- (5) 草刈機の取扱作業者は、平成 12 年 2 月 16 日付け基発第 66 号にて労働省労働基準局長の通達があった「刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育について」で定める、安全衛生教育を修了したものに限り、
また、刈草の荷積み等での玉掛け作業者は、労働安全衛生法第 61 条・第 76 条にて規定される玉掛け技能講習もしくは玉掛け特別教育を修了した者に限り。

II. 堤塘草刈

- (1) 堤塘に生育する雑草の草刈を行うこと。
- (2) 石垣との境である石垣天端までを範囲とする。
- (3) 低木下のササ、つる、実生苗、ひこばえ等は根元から除去すること。
特に、桜田濠、平川濠、代官町通りの低木下から繁茂するササは、手刈りで念入りに除去すること。
- (4) 低木の幹元を草刈り機の刃で傷をつけないこと。
- (5) 規制柵の支柱、標識等の工作物周辺（半径 20cm 内）の除草は、損傷を与えぬよう手刈りで行うこと。
- (6) 歩道際には、歩道に刈草が飛び散らないよう養生を施すこと。
- (7) 集草は、天候を見て効率よく計画的に行うこと。
- (8) 牛ヶ淵堤塘、半蔵濠堤塘、平川濠堤塘、乾小公園、桜田濠堤塘及び代官町通り堤塘に散在するゴミは、収集・分別し、適正に処分すること。
- (9) 牛ヶ淵堤塘の指定箇所草刈りについては、ホタルの産卵・孵化の終わる 7 月頃まで作業しないこと。
- (10) ヒガンバナ開花期(9 月中旬頃)は、作業を行わないこと。
- (11) 乾小公園のツワブキは刈り払わず残して行うこと。
- (12) 半蔵濠・乾小公園は、地表に露出管路があるので、草刈機の刃で切断しないよう事前に位置を確認し、作業にあたること。
- (13) 各堤塘には生き物のモニタリング設備があるので、草刈機の刃で損傷しないよう事前に位置を確認し、作業にあたること。

III. 石垣除草

- (1) 除草は、できるかぎり根から抜き取るとともに、雑木等は、鋸、鎌等を使用して根際より除去すること。
- (2) 実生の定着、木本切株の萌芽を防止するため、これらの特に多い日比谷濠では、除去後の切り口に、事務所より提供する除草剤を塗布すること。
- (3) 桔梗濠及び蛤濠の石垣除草は、ホタルの産卵・孵化の終わる 7 月頃まで作業しないこと。
- (4) 牛ヶ淵の指定箇所についてはホタルの生息場所保護のため、石垣除草は根ごと引き抜かず、地際を鋏で切ること。

IV. 低木整姿（刈込）

- (1) 全体としての樹形バランス、樹勢や萌芽力を考慮し、適切な方法で行うこと。
- (2) 刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝の輪郭線を作りながら周囲に調和するように刈込むこと。
- (3) 徒長枝、枯枝等は取り除くこと。
- (4) 低木下のササ、つる、実生苗、ひこばえ等は根元から除去すること。
特に、桜田濠、平川濠、代官町通りの低木下から繁茂するササは、手刈りで念入りに除去すること。
- (5) 枝の密生した箇所は中すかしを行うこと。
- (6) 植込み地内に入って作業を行う場合は、踏み込み部分の枝を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。
- (7) 枝等が樹冠内に残らないよう綺麗に取り去ること。

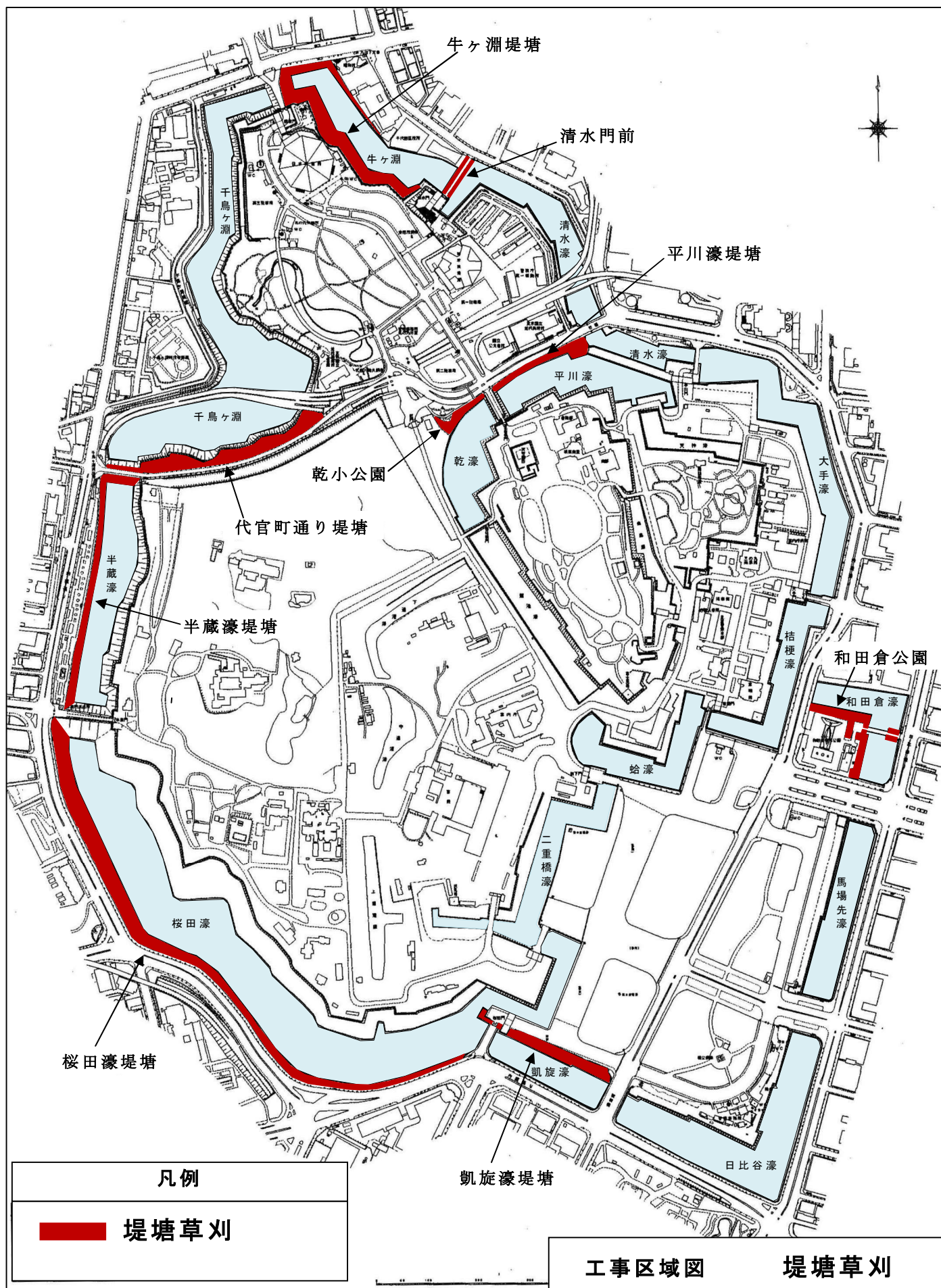
V. 高中木整姿（基本剪定）

- (1) 自然樹形を基本的に残しながら、樹枝の骨格、配置を作ることを目的とするもので、樹種の特性に応じた最も適切な方法により行うこと。
- (2) 主として剪定すべき枝
 - a 枯枝
 - b 成長のとまった弱小の枝(弱小枝)
 - c 著しく病虫害に侵されている枝(病虫害枝)
 - d 折損によって危険をきたす恐れのある枝(危険枝)
 - e 樹冠、樹形、生育上不必要な枝(ヤゴ、徒長枝、からみ枝、立枝等)
- (3) 不定芽の発生原因となるぶつ切りは行わないこと。
- (4) 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定すること。
- (5) 太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所の上よりあらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ切り返しを行い切除すること。また、太枝の切断面は、防腐処理(癒合剤塗布)すること。
- (6) 樹冠の形姿構成上、不必要な枝等をそのつけ根から切取り、こみ過ぎた部分の中すかしを行うこと。

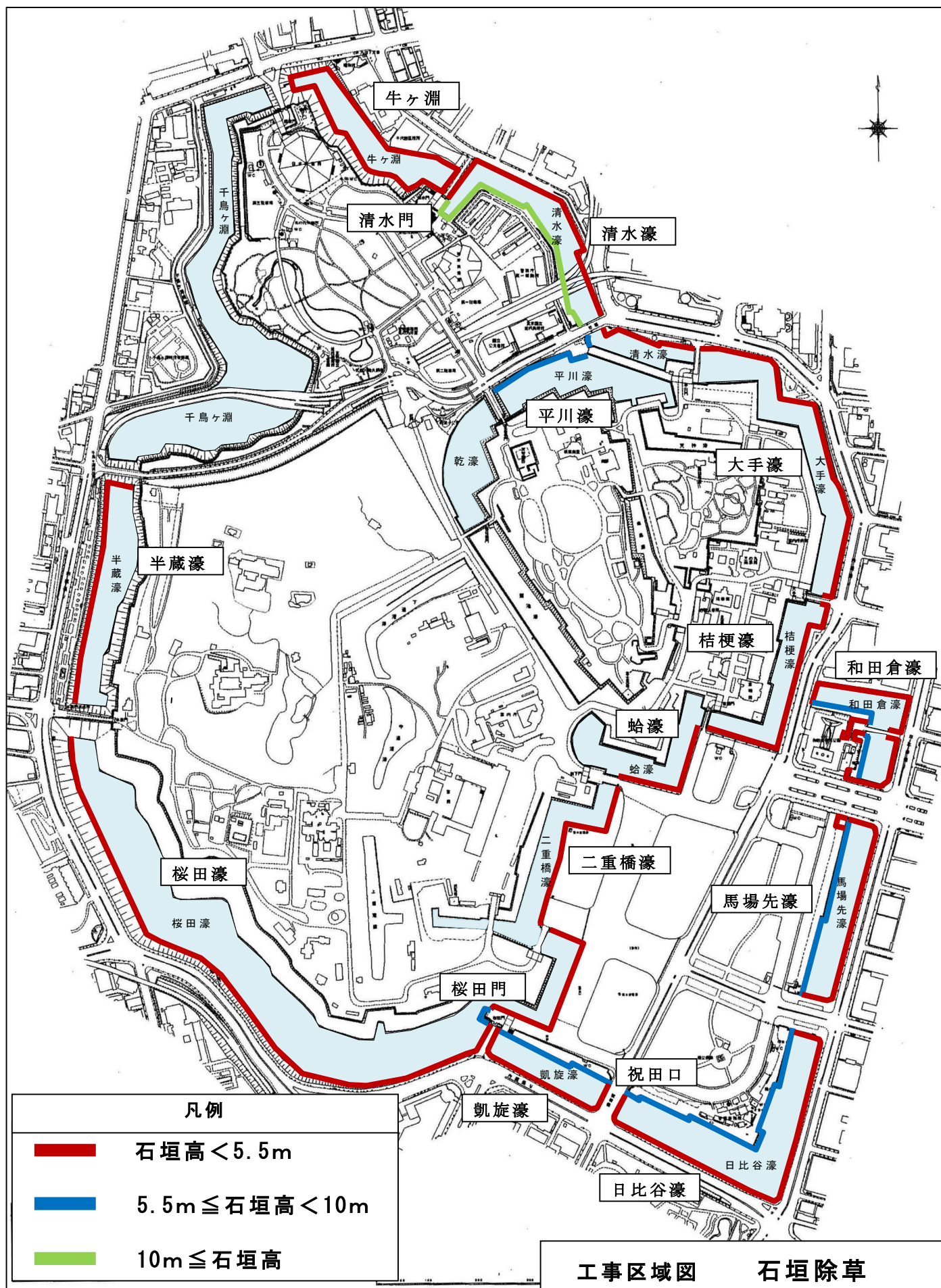
工事期間

作業内容	対象			数量	月																							
					5	6	7	8	9	10	11																	
堤塘草刈り	桜田濠		機械	25,036 m ²	第 1 回目 5/中旬～6/下旬		第 2 回目 8/上旬～9/中旬		第 3 回目 10/下旬 ～ 11/上旬																			
		低木幹元	人力	1,164 m ²																								
	代官町通り		機械	5,645 m ²																								
		低木幹元	人力	1,046 m ²																								
	清水濠		機械	157 m ²																								
		低木幹元	人力	59 m ²																								
	平川濠		機械	739 m ²																								
		低木幹元	人力	125 m ²																								
	牛ヶ淵		機械	15,528 m ²																								
乾濠		機械	1,618 m ²					第 3 回目 10/下旬 ～ 11/上旬																				
半蔵濠		機械	10,890 m ²																									
和田倉濠		機械	2,926 m ²																									
凱旋濠		機械	4,213 m ²																									
石垣除草	桜田濠	(疎)	<5.5m	810 m ²	第 1 回目 5/中旬～6/下旬		第 2 回目 8/上旬～9/中旬																					
		(普)	<5.5m	1,200 m ²																								
		(疎)	<10m	556 m ²																								
	凱旋濠	(密)	<5.5m	855 m ²								第 3 回目10/下旬～11/上旬 																
		(普)	<10m	2,074 m ²																								
		祝田口際・桜田門際	(普)	<10m									416 m ²															
	日比谷濠	(疎)	<5.5m	555 m ²											第 3 回目10/下旬～11/上旬 													
		(普)	<5.5m	737 m ²																								
		(疎)	<10m	3,772 m ²																								
	祝田口際	(疎)	<10m	188 m ²																								
	清水濠	(疎)	<5.5m	306 m ²														第 3 回目10/下旬～11/上旬 										
		(普)	<5.5m	873 m ²																								
		(普)	<10m	114 m ²																								
		清水門前	(密)	<5.5m															256 m ²									
	馬場先濠	(普)	10m≦	6,603 m ²																								
		(疎)	<5.5m	522 m ²																								
	和田倉壕	(普)	<10m	2,340 m ²																								
		(疎)	<10m	1,758 m ²																								
	蛤濠	(疎)	<5.5m	573 m ²																								
	桔梗濠	(疎)	<5.5m	660 m ²																								
大手濠	(疎)	<5.5m	1,021 m ²																									
平川濠	(普)	<10m	1,871 m ²																									
二重橋濠	(疎)	<5.5m	752 m ²																									
牛ヶ淵	(密)	<5.5m	1,180 m ²																									
	(疎)	<5.5m	1,900 m ²																									
半蔵濠	(密)	<5.5m	726 m ²																									
低木整姿工	高さ1m内外	高さ1m内外	8,457 m ²										6/中旬～7/中旬															
	高さ2m内外	高さ2m内外	5,149 m ²																									
	高さ3m内外	高さ3m内外	818 m ²																									
	高さ1m内外	高さ1m内外	1,883 m ²																									
	高さ2m内外	高さ2m内外	498 m ²																									
	高さ3m内外	高さ3m内外	7 m ²																									
整高 整姿中 木工	幹周30～59cm	幹周30～59cm	1 本										6/中旬 ～下旬															
	幹周60～89cm	幹周60～89cm	8 本																									
	幹周90～119cm	幹周90～119cm	3 本																									
	幹周150～179cm	幹周150～179cm	1 本																									

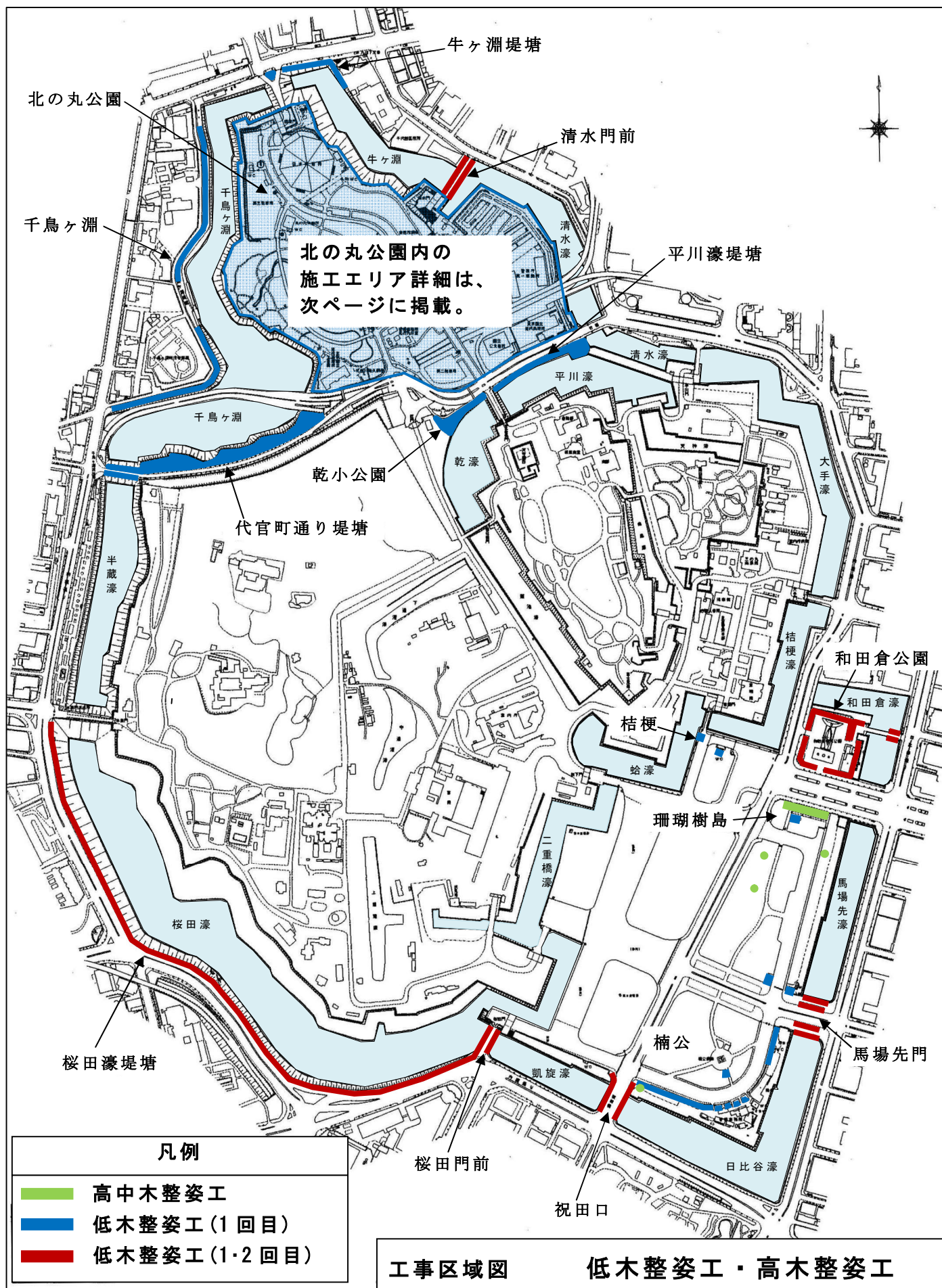
平成 28 年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿等工事

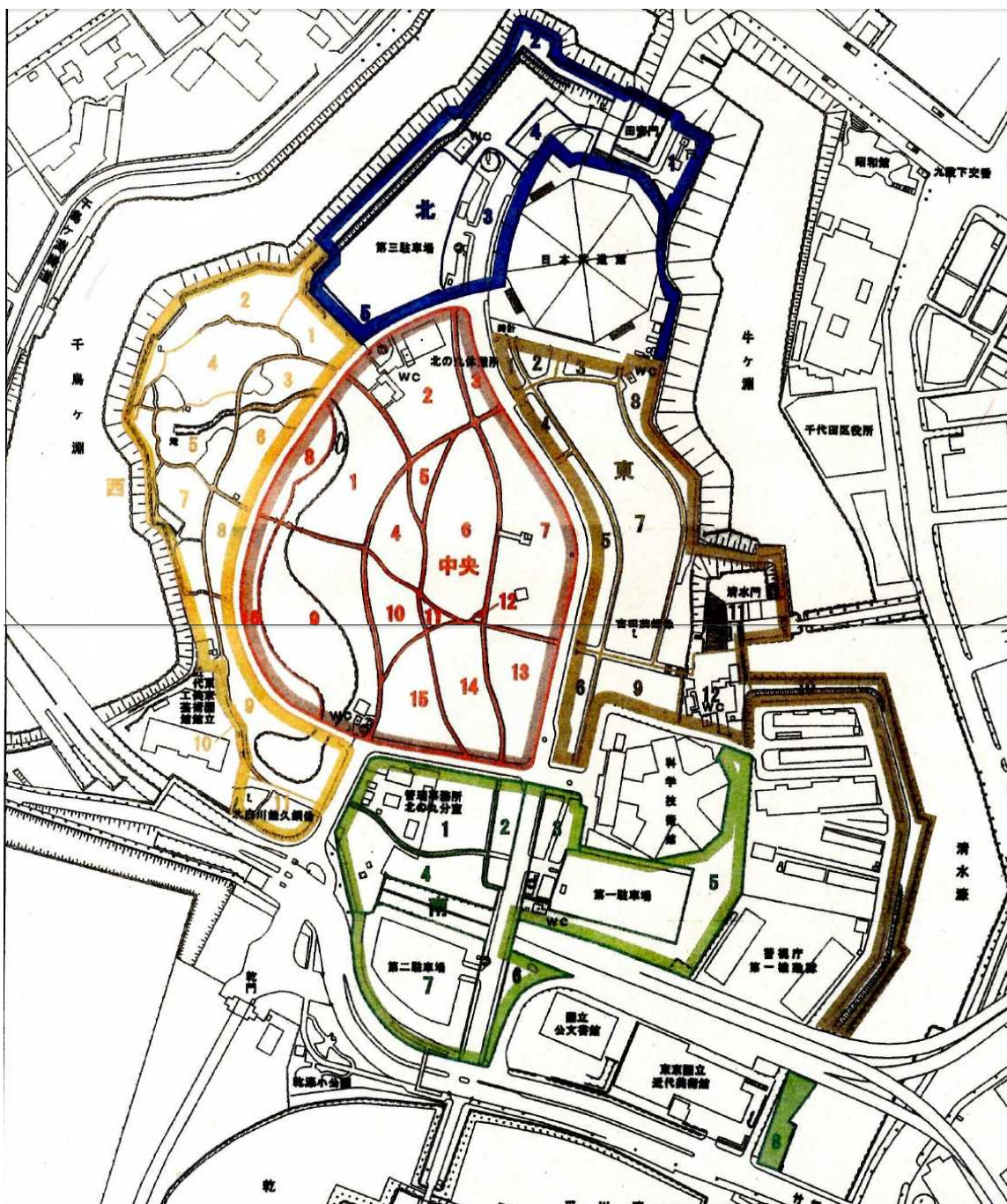


平成 28 年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿等工事



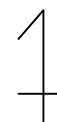
平成 28 年度皇居外苑及び北の丸公園堤塘草刈・石垣除草及び低木整姿等工事





0 100 200m

凡例				
■	■	■	■	■
				施工範囲



低木整姿工 北の丸公園詳細図

区分・工種・種別・細別	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
I 堤塘草刈工事						
第 1 回		1	式			
第 2 回		1	式			
第 3 回		1	式			
小計						
II 石垣除草工事						
第 1 回		1	式			
第 2 回		1	式			
第 3 回		1	式			
小計						
III 低木整姿工		1	式			
IV 高中木整姿工		1	式			
V 発生材運搬処分						
運搬費		1	式			
処分費		1	式			
小計						
直接工事費計						
共通仮設費		1	式			
純工事費						
現場管理費		1	式			
工事原価						
一般管理費		1	式			
工事価格計						
消費税等相当額						
工事費合計						

数量計算書

堤塘草刈り (m2)	1 回目	2 回目	3 回目	備考
人力	2,394	2,394	2,269	
機械	66,752	48,723	48,867	
小計	171,399			
集草量 (m3)	189			←実績に併せて1000㎡当たり1.1立米とした
処分台数 (2t/台)	32			←6m3/2t車とした

散在塵芥収集・集積 (m2)	1 回目	2 回目	3 回目	備考
	69,146	51,117	51,136	
小計	171,399			

石垣除草 (m2)	1 回目	2 回目	3 回目	備考
H<5.5m	疎	4,447	7,099	-
	普通	3,461	3,461	-
	密	1,111	3,017	256
H<10m	疎	6,274	6,274	188
	普通	6,815	6,815	416
	密	-	-	-
10m≦H	疎	-	-	-
	普通	6,603	6,603	-
	密	-	-	-
小計	62,840			
集草量 (m3)	18.85			←実績に併せて10,000㎡当たり3立米とした
処分台数 (2t/台)	4			←6m3/2t車とした

数量計算表

■低木整姿工

区 域	樹 種	刈 込 物 (㎡)			備 考
		高さ区分			
		1. 0m内外	2. 0m内外	3. 0m内外	
・ 第 1 回					
和田倉噴水公園	ツツジほか	611.55	39.91	2.08	
皇居前広場	カンツバキ・キンモクセイほか	298.00	213.00	116.00	
楠公喫煙スペース	ソコ・キンモクセイほか	0.00	7.70	1.90	
馬場先門周辺	イヌツゲ・シャリンバイほか	197.00	271.00	0.00	
祝田口	イヌツゲ・シャリンバイほか	69.00	0.00	0.00	
桜田門前	シャリンバイほか	55.00	8.00	0.00	
桜田濠堤塘	ツツジ・イヌツゲほか	891.21	158.39	4.52	
代官町通り沿い	ツツジ・ヒイラギほか	971.08	31.90	7.04	
千鳥ヶ淵周辺	カンツバキほか	759.36	17.37	0.00	
田安門周辺	サツキ・カンツバキほか	214.33	5.75	0.00	
清水門前	ツツジほか	59.05	0.00	0.00	
乾小公園	ツツジほか	194.83	31.11	27.02	
平川濠堤塘	ササノカ・ハマヒサカギほか	125.11	0.00	0.00	
計 (㎡)		4,446	784	159	
・ 第 2 回					
和田倉噴水公園	ツツジほか	611.55	39.91	2.08	
馬場先門周辺	イヌツゲ・シャリンバイほか	196.72	271.00	0.00	
祝田口	イヌツゲ・シャリンバイほか	69.00	0.00	0.00	
桜田門前	シャリンバイほか	55.30	8.29	0.00	
桜田濠堤塘	ツツジ・イヌツゲほか	891.21	178.39	4.52	
清水門前	ツツジほか	59.05	0.00	0.00	
計 (㎡)		1,883	498	7	
中央地区					
中央1	イヌツゲほか	62.40	16.55	0.00	
中央2		0.00	0.00	0.00	
中央3	オオムラサキツツジほか	72.44	20.34	2.41	
中央4	ハマヒサカギほか	28.90	52.52	0.00	
中央5	ハマヒサカギほか	40.38	3.64	10.78	
中央6	ハマヒサカギほか	191.90	34.59	0.00	
中央7	ハマヒサカギほか	351.78	163.94	0.00	
中央8	ネズミモチほか	20.03	82.04	81.49	
中央9	イヌツゲほか	180.90	55.27	7.13	
中央10	ハマヒサカギほか	85.09	8.13	0.00	
中央11	ハマヒサカギほか	10.20	0.00	0.00	
中央12		0.00	0.00	0.00	
中央13	ヒイラギほか	59.76	142.77	10.81	
中央14	ハマヒサカギほか	63.14	44.30	27.88	
中央15	ハマヒサカギほか	117.44	85.32	0.00	
中央16	クリシマツツジほか	207.47	442.29	27.15	
計 (㎡)		1492	1152	168	
東地区					
東1	クリシマツツジほか	37.05	0.00	0.00	
東2	オオムラサキツツジほか	2.07	59.64	0.00	
東3	クリシマツツジほか	22.83	26.97	0.00	
東4	オオムラサキツツジほか	121.33	118.88	7.16	
東5	クリシマツツジほか	208.03	362.02	14.72	
東6	トウネズミモチほか	127.39	62.19	0.00	
東7	クリシマツツジほか	243.15	225.99	13.23	
東8	クリシマツツジほか	53.79	100.71	24.95	
東9	サツキほか	68.57	109.20	12.37	
東10	ネズミモチほか	6.49	288.93	1.96	
東11	ウバメガシほか	11.53	119.23	8.55	
東12	クリシマツツジほか	20.79	110.69	14.88	
計 (㎡)		923	1584	98	

■低木整姿工

区 域	樹 種	刈 込 物 (㎡)			備 考
		高さ区分			
		1. 0m内外	2. 0m内外	3. 0m内外	
西地区					
西1	ハマヒサカキほか	32.97	39.76	0.00	
西2	カンツバキほか	206.43	28.10	13.97	
西3	ドウダンツツジほか	84.45	37.06	14.21	
西4	ハマヒサカキほか	40.83	68.85	0.91	
西5	ハマヒサカキほか	11.09	31.79	0.00	
西6	ヒサカキほか	28.37	96.39	2.15	
西7	ハマヒサカキほか	88.94	32.67	0.00	
西8	ネズミモチほか	32.63	85.78	2.84	
西9	ハマヒサカキほか	320.02	147.60	14.97	
西10	オオムラサキツツジほか	6.33	4.45	0.00	
西11	オオムラサキツツジほか	26.08	70.18	1.29	
計 (㎡)		878	643	50	
南地区					
南1	ドウダンツツジほか	92.91	45.09	0.00	
南2	ウバメガシほか	44.40	26.46	0.00	
南3	トウネズミモチほか	191.44	58.55	0.00	
南4	オオムラサキツツジほか	121.90	154.61	39.77	
南5	ハナヅノツクバネウツギほか	29.23	203.86	55.44	
南6	カンツバキほか	1.89	28.74	155.79	
南7	オオムラサキツツジほか	24.04	71.06	23.10	
南8	イボタノキほか	0.00	23.52	23.65	
計 (㎡)		506	612	298	
北地区					
北1		0.00	0.00	0.00	
北2	オオムラサキツツジほか	186.98	292.68	42.88	
北3		0.00	0.00	0.00	
北4	オオムラサキツツジほか	26.04	81.68	2.54	
北5		0.00	0.00	0.00	
計 (㎡)		213	374	45	
合 計 (㎡)		10,340	5,647	824	
処分台数 (2t車台)		27.92	18.07	3.13	
処分台数計 (2t車台)		50			

■高中木整姿工(基本剪定)

区 域	樹 種	幹周区分C (cm)				
		30～59cm	60～89cm	90～119cm	120～149cm	150～179cm
珊瑚樹島	サンゴジュ		5	2		
馬場先島	スダジイ			1		1
日比谷濠堤塘	サンゴジュ	1	3			
合 計 (本)		1	8	3		1
処分台数 (2t車台)		0.02	0.24	0.14		0.13
処分台数計 (2t車台)		1				
処分量 (k g)		478				

紙

受注者住所氏名印

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の保証に係る保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
 - 二 専任主任技術者
 - 三 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報

告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負

代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査する

ことができる。

- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものの 発注者が行う。
- 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書

の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始

の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払い額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(第三者による代理受領)

第37条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第38条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第39条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償

の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第40条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第40条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取

引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第49条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたときと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。

られるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第42条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第44条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合

で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

- 第45条** 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第46条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した

日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第47条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第48条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いとは設計図書に定めるものとする。

(補則)

第50条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。